

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん ショートスティ利用料

日額料金

平成30年4月以降

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	利用料	682	682	682	682
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	60	60	60	60
	合計	1,904	1,994	2,744	4,134

2割負担

		第4段階
利用料	1,364	
食費	1,380	
居住費(個室)	1,970	
加算分	84	
処遇改善加算	120	
合計	4,918	

要介護2	利用料	749	749	749	749
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	66	66	66	66
	合計	1,977	2,067	2,817	4,207

利用料	1,498
食費	1,380
居住費(個室)	1,970
加算分	84
処遇改善加算	131
合計	5,063

要介護3	利用料	822	822	822	822
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	72	72	72	72
	合計	2,056	2,146	2,896	4,286

利用料	1,644
食費	1,380
居住費(個室)	1,970
加算分	84
処遇改善加算	143
合計	5,221

要介護4	利用料	889	889	889	889
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	77	77	77	77
	合計	2,128	2,218	2,968	4,358

利用料	1,778
食費	1,380
居住費(個室)	1,970
加算分	84
処遇改善加算	155
合計	5,367

要介護5	利用料	956	956	956	956
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	83	83	83	83
	合計	2,201	2,291	3,041	4,431

利用料	1,912
食費	1,380
居住費(個室)	1,970
加算分	84
処遇改善加算	166
合計	5,512

※上記に送迎させていただく場合は、184円(片道)がかかります。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超の場合世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん ショートステイ利用料 (要支援)

日額料金

平成30年4月以降

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要支援1	利用料	512	512	512	512
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	18	18	18	18
	処遇改善加算	44	44	44	44
	合計	1,694	1,784	2,534	3,924

2割負担

		第4段階
利用料		1,024
食費		1,380
居住費(個室)		1,970
加算分		36
処遇改善加算		88
合計		4,498

要支援2	利用料	636	636	636	636
	食費	300	390	650	1,380
	居住費(個室)	820	820	1,310	1,970
	加算分	18	18	18	18
	処遇改善加算	54	54	54	54
	合計	1,828	1,918	2,668	4,058

利用料		1,272
食費		1,380
居住費(個室)		1,970
加算分		36
処遇改善加算		109
合計		4,767

※上記に送迎させていただく場合は、184円(片道)がかかります。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超の場合

世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合